

嘉麻市スズメバチ駆除費補助金交付規程

(目的)

第1条 この告示は、人に危害を及ぼすおそれのあるスズメバチから市民の生活を守り、よりよい環境づくりに寄与するため、スズメバチの営巣（以下「巣」という。）を駆除した者に対する、嘉麻市スズメバチ駆除費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「スズメバチ」とは、スズメバチ亜科のスズメバチ類をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内において、次条に規定する巣をスズメバチ駆除業者に依頼して駆除した個人及び行政区又はこれに類すると市長が認める団体とする。

(補助対象となる巣)

第4条 補助金の交付の対象となる巣は、市内にある現にスズメバチが活動している巣で、次に掲げるものとする。ただし、事業の用途に供する土地及び建物内にあるものは除く。

(1) 建物の軒下、天井裏、壁の中、戸袋、床下その他これに類する場所にあるもの

(2) 垣根、樹木、土の中、工作物その他これに類する場所に作られたもの

2 前項の規定にかかわらず、おおむね10メートルの範囲に日常的に人が立ち入る可能性がない場所にある巣については、対象としない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、スズメバチ駆除費用（構造物の撤去及び修繕に要する費用並びに消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の2分の1の額とし、1件につき10,000円を上限とする。

2 前項の規定により交付される補助金の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 同一敷地内に巣が2個以上ある場合、その巣の数にかかわらず、その件数は1件とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、第3号の領収書の発行日から起算して1月以内又は駆除した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、嘉麻市スズメバチ駆除費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 駆除前の写真(巣が確認できるものに限る。写真撮影が困難な場合は、巣の場所を明示した見取図)
- (2) 駆除後の写真(駆除した巣及び駆除後の状況が確認できるものに限る。)
- (3) スズメバチ駆除業者が申請者宛に発行したスズメバチ駆除費用の領収書

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、必要に応じて現地調査を行い、速やかにその内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、嘉麻市スズメバチ駆除費補助金(交付・不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、嘉麻市スズメバチ駆除費補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金等の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(嘉麻市補助金等交付規則との関係)

第11条 この告示に定めのない補助金の交付手続等については、嘉麻市補助金等交付規則(平成18年嘉麻市規則第49号)の定めによらなければならない。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に嘉麻市スズメバチ駆除費補助金交付要綱の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この告示に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。